

税と他の公金を一体的に徴収する組織の状況

		組織の状況 ※					取扱っているもの									
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	組織名	人数	国保税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	上水道料金	下水道料金	学校給食費	公営住宅家賃	その他	
1	千葉市			○				○	○	○			○	○	○	保育料など
2	銚子市		○			債権管理室	12	○	○	○			○			保育料、下水道受益者負担金
3	市川市				○											
4	船橋市	○				債権管理課	46	○	○	○			○	○	○	保育料・下水道事業受益者負担金・療育療養に関する徴収金等の強制徴収公債権・奨学金返還金・し尿収集手数料他
5	館山市			○					○	○						
6	木更津市			○					○	○						保育園保育料・下水道事業受益者負担金
7	松戸市	○				債権管理課	33	○	○	○			○		○	但し、移管を受けた債権に限る
8	野田市			○				○	○	○						
9	茂原市				○											
10	成田市		○			債権回収対策室	5		○	○			○	○		下水道受益者負担金、保育料、その他非強制徴収公債権と私債権の一部
11	佐倉市	○				債権管理課	22		○	○						保育料
12	東金市		○			滞納整理係	9		○	○						
13	旭市				○											
14	習志野市	○				債権管理課	7	○	○	○				○	○	市の保有するすべての金銭債権(保育料、児童育成料、生活保護費返還金など)
15	柏市	○				債権管理課	7	○	○	○			○	○	○	保育園保育料 生活保護費返還金 こどもルーム保育料 児童扶養手当返還金 高校入学準備資金貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金 学校給食費
16	勝浦市			○					○	○						
17	市原市			○				○								
18	流山市		○			債権回収対策室	4	○	○	○						保育料、下水道事業受益者負担金
19	八千代市		○			債権管理室	6	○	○	○						保育園保育料
20	我孫子市		○			債権回収室	3		○	○				○		保育園保育料、下水道受益者負担金、土地 地区画整理事業清算金、生活保護法第17条の 2第1項及び第78条第1から第3項の規定による 徴収金
21	鴨川市				○											
22	鎌ヶ谷市				○											
23	君津市			○					○	○						保育料
24	富津市			○					○	○						
25	浦安市				○											
26	四街道市		○			債権回収室	3		○	○						国保税、保育料
27	袖ヶ浦市				○											
28	八街市				○											
29	印西市		○			債権回収対策室	7		○	○						国民健康保険税・保育園保育料
30	白井市			○					○	○						保育料(平成28年度から)
31	富里市				○			○								
32	南房総市			○												
33	匝瑳市			○					○	○						保育料・行政代執行費用
34	香取市		○			債権整理班	3		○	○				○	○	
35	山武市		○			債権回収対策係	4		○	○		○		○	○	保育所保育料、農業集落排水使用料、幼稚園保育料、学童クラブ使用料、病院診察代、生活保護費返還金、法人市民税
36	いすみ市			○					○	○						
37	大網白里市			○					○	○						生活保護費返還金、保育料
38	酒々井町			○												
39	栄町			○					○	○						
40	神崎町				○											
41	多古町			○					○	○						
42	東庄町			○					○	○						
43	九十九里町				○											
44	芝山町				○											
45	横芝光町				○											
46	一宮町				○											
47	睦沢町				○											
48	長生村				○											
49	白子町				○											
50	長柄町				○											
51	長南町				○											
52	大多喜町				○											
53	御宿町				○											
54	鋸南町			○				○	○	○						
	市計	5	10	13	9		171									
	町村計	0	0	4	13		0									
	県計	5	10	17	22		171									

※「組織の状況」区分

- (ア) 債権回収を一元的に行う課を設置している。
- (イ) 債権回収を一元的に行う課は設置していないが、室・班・係を設置している。
- (ウ) 収税担当課において、税以外の徴収を行っている。
- (エ) 他の公金との一体的な徴収は行っていない。

※この表で国保税は、他の公金としていない。

※南房総市は、合併前の団体が賦課した国保税の滞納繰越分を取り扱っている。